

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の3第2項
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定の解除
原 権 者：大分県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項及び第2項（猟銃等射撃指導員） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条（猟銃等射撃指導員の基準）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。</p> <p>なお、同項各号に規定する猟銃等射撃指導員の指定の基準中</p> <p>(1) 第2号の「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分をいう。</p> <p>(2) 第2号の「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれをいう。</p> <p>(3) 第4号及び第5号の「相当な知識」・「相當に習熟」とは、一般的な知識・技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的な事案に即して指導可能な程度の知識・技能をいう。</p> <p>これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。</p>
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 被処分者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：